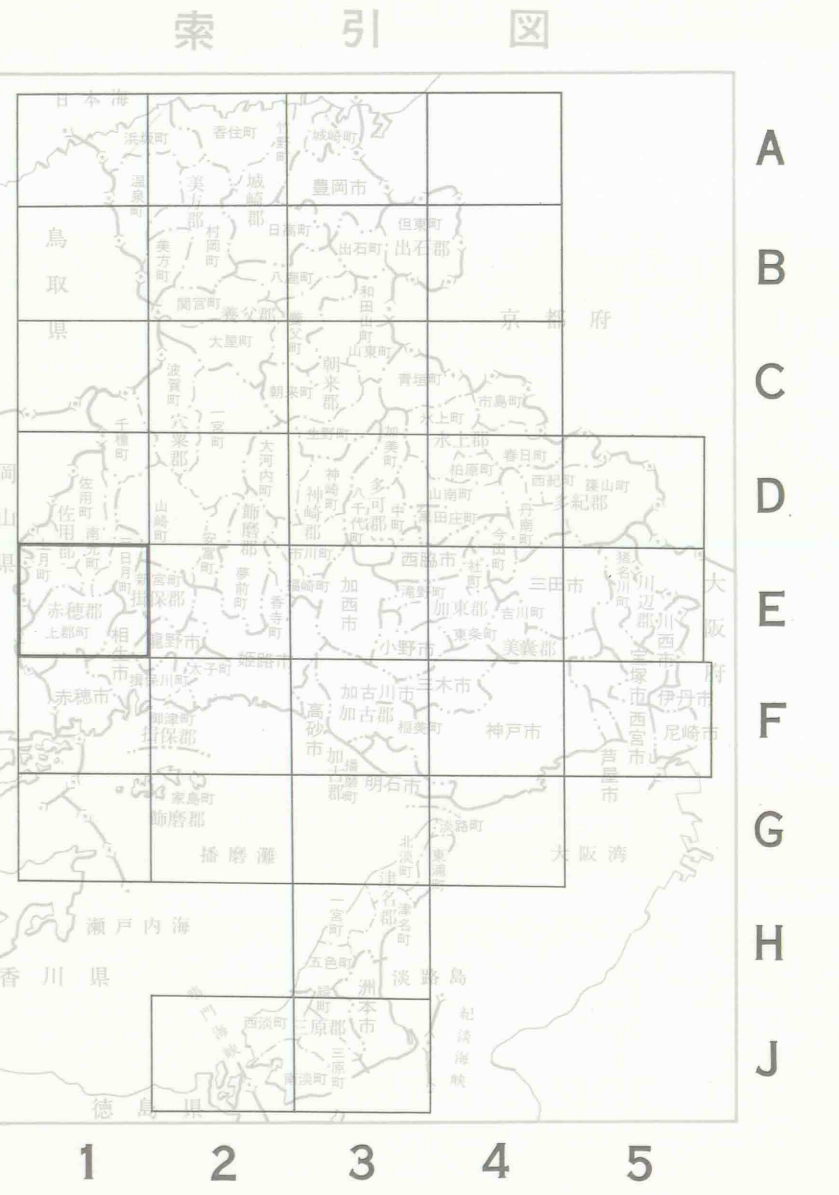


兵庫県宅地造成 工事規制区域図

E-1



(第3次指定)
昭和48年4月7日 官報第13884号 建設省告示第843号

次の各号に掲げる区域ごとに、当該各号に掲げる線（地物、施設及び工作物に
あつては、その境界線）で囲まれた区域

佐用町 A 地区
① 佐用町と上月町の境界線
② 国道5号
③ 国道大塚往中線
④ 国道神田往中線
⑤ 国道下往佐用線
⑥ 国道神田往佐用線
⑦ 国道神田往佐用線
⑧ 日本国有鉄道管轄線
⑨ 中国国営自動車道
⑩ 一般国道179号（佐用・イ・イ・イ）
⑪ 国道5号
⑫ 国道下往佐用線
佐用町 B 地区
① 一般国道179号（佐用・イ・イ・イ）
② 国道神田往佐用線
③ 国道神田往佐用線
④ 国道神田往佐用線
⑤ 国道神田往佐用線
⑥ 国道5号
⑦ 国道5号
⑧ 国道5号
⑨ 佐用町と南光町の境界線
上月町 地区
① 一般国道179号
② 国道5号
③ 上月町と山田原町東町の境界線
④ 上月町と佐用町の境界線
南光町 B 地区
① 国道東通久本線
② 南光町と上月町北通と東通久本線（標高303.0メートル）の見通し線
③ 南光町と三日月町の境界線
④ 一般国道179号
⑤ 国道東通久本線
⑥ 国道5号
⑦ 国道5号
南光町 C 地区
① 南光町と佐用町の境界線
② 大寺野と大寺野の境界線と南光町と佐用町の境界線の交点と本町三 角点（標高266.2メートル）の見通し線
③ 本町三角点（標高266.2メートル）と国道14号南光線と国道平野5号線 の交点の見通し線
④ 国道14号南光線
⑤ 一般国道179号
三日月町 地区
① 三日月町と新宮町の境界線
② 三日月町と上郡町の境界線
③ 三日月町と新宮町の境界線
④ 大寺野と大寺野の境界線
⑤ 大寺野と大寺野の境界線
⑥ 大寺野と大寺野の境界線
⑦ 大寺野と大寺野の境界線
上郡町 地区
① 大寺野と大寺野の境界線
② 大寺野と大寺野の境界線
③ 大寺野と大寺野の境界線
④ 新宮町
⑤ 国道5号
⑥ 国道5号
⑦ 国道5号
⑧ 大寺野と大寺野の境界線
⑨ 大寺野と大寺野の境界線
⑩ 大寺野と大寺野の境界線
⑪ 大寺野と大寺野の境界線
⑫ 大寺野と大寺野の境界線
⑬ 大寺野と大寺野の境界線
⑭ 大寺野と大寺野の境界線
⑮ 大寺野と大寺野の境界線
⑯ 大寺野と大寺野の境界線
⑰ 大寺野と大寺野の境界線
⑱ 大寺野と大寺野の境界線
⑲ 大寺野と大寺野の境界線
⑳ 大寺野と大寺野の境界線
㉑ 大寺野と大寺野の境界線
㉒ 大寺野と大寺野の境界線
㉓ 大寺野と大寺野の境界線
㉔ 大寺野と大寺野の境界線
㉕ 大寺野と大寺野の境界線
㉖ 大寺野と大寺野の境界線
㉗ 大寺野と大寺野の境界線
㉘ 大寺野と大寺野の境界線
㉙ 大寺野と大寺野の境界線
㉚ 大寺野と大寺野の境界線
㉛ 大寺野と大寺野の境界線
㉜ 大寺野と大寺野の境界線
㉝ 大寺野と大寺野の境界線
㉞ 大寺野と大寺野の境界線
㉟ 大寺野と大寺野の境界線
㊱ 大寺野と大寺野の境界線
㊲ 大寺野と大寺野の境界線
㊳ 大寺野と大寺野の境界線
㊴ 大寺野と大寺野の境界線
㊵ 大寺野と大寺野の境界線
㊶ 大寺野と大寺野の境界線
㊷ 大寺野と大寺野の境界線
㊸ 大寺野と大寺野の境界線
㊹ 大寺野と大寺野の境界線
㊺ 大寺野と大寺野の境界線
㊻ 大寺野と大寺野の境界線
㊼ 大寺野と大寺野の境界線
㊽ 大寺野と大寺野の境界線
㊾ 大寺野と大寺野の境界線
㊿ 大寺野と大寺野の境界線
新宮町 地区
① 南光町
② 国道5号
③ 大寺野と大寺野の境界線
④ 大寺野と大寺野の境界線
⑤ 大寺野と大寺野の境界線
⑥ 大寺野と大寺野の境界線
⑦ 大寺野と大寺野の境界線
⑧ 大寺野と大寺野の境界線
⑨ 大寺野と大寺野の境界線
⑩ 大寺野と大寺野の境界線
⑪ 大寺野と大寺野の境界線
⑫ 大寺野と大寺野の境界線
⑬ 大寺野と大寺野の境界線
⑭ 大寺野と大寺野の境界線
⑮ 大寺野と大寺野の境界線
⑯ 大寺野と大寺野の境界線
⑰ 大寺野と大寺野の境界線
⑱ 大寺野と大寺野の境界線
⑲ 大寺野と大寺野の境界線
⑳ 大寺野と大寺野の境界線
㉑ 大寺野と大寺野の境界線
㉒ 大寺野と大寺野の境界線
㉓ 大寺野と大寺野の境界線
㉔ 大寺野と大寺野の境界線
㉕ 大寺野と大寺野の境界線
㉖ 大寺野と大寺野の境界線
㉗ 大寺野と大寺野の境界線
㉘ 大寺野と大寺野の境界線
㉙ 大寺野と大寺野の境界線
㉚ 大寺野と大寺野の境界線
㉛ 大寺野と大寺野の境界線
㉜ 大寺野と大寺野の境界線
㉝ 大寺野と大寺野の境界線
㉞ 大寺野と大寺野の境界線
㉟ 大寺野と大寺野の境界線
㊱ 大寺野と大寺野の境界線
㊲ 大寺野と大寺野の境界線
㊳ 大寺野と大寺野の境界線
㊴ 大寺野と大寺野の境界線
㊵ 大寺野と大寺野の境界線
㊶ 大寺野と大寺野の境界線
㊷ 大寺野と大寺野の境界線
㊸ 大寺野と大寺野の境界線
㊹ 大寺野と大寺野の境界線
㊺ 大寺野と大寺野の境界線
㊻ 大寺野と大寺野の境界線
㊼ 大寺野と大寺野の境界線
㊽ 大寺野と大寺野の境界線
㊾ 大寺野と大寺野の境界線
㊿ 大寺野と大寺野の境界線

(第8次指定)
平成5年1月22日 兵庫県公報第411号 兵庫県告示第131号
次の各号に掲げる線（地物、施設及び工作物にあっては、その境界線）で囲ま
れた区域

上郡町 A 地区

(1) 関西電力送電線上月支線12号線と国道5号線との交点と、関西電力送
電線上月支線12号線と国道5号線との交点と見通し線

(2) 第3次指定区域線（上月町地区の5線）

(3) 第3次指定区域線（上月町地区の5線）

注）1. 線の起点は、前掲の線との最終的交点（最終的線にあっては、地
物の線との最終的交点）とし、線の終点は、次掲の線との最終的交点
（最終的線にあっては、地物の線との最終的交点）とする。
2. 地物、施設及び工作物の境界線は、原則による起点から終点にか
つて右側の境界線とする。

凡 例

注）この図面は、おおむねの区域を表わしているため、
詳細については、告示により確認してください。

1 : 25,000